

《算式 1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受け入れた寄附金総額} - \boxed{\text{口の金額}} + \boxed{\text{ハの金額}}}{\text{活動計算書の総収入金額} - \boxed{\text{イの金額}}} \geq \frac{1}{5}$$

※**活動計算書の総収入金額** - **イの金額**を「経常収入金額」といいます。

受け入れた寄附金総額 - **口の金額** + **ハの金額**を「寄附金等収入金額」といいます。

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額^(注1)から**イの金額**を差し引いた金額）のうちに寄附金等収入金額（受け入れた寄附金総額から**口の金額**を差し引いた金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ハの金額**を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法第45条第1項第1号イ、法令第1条）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から差し引くこととなります。

イの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額

(法第45条第1項第1号イ(1), NPO法施行規則(以下、法規)第5条)

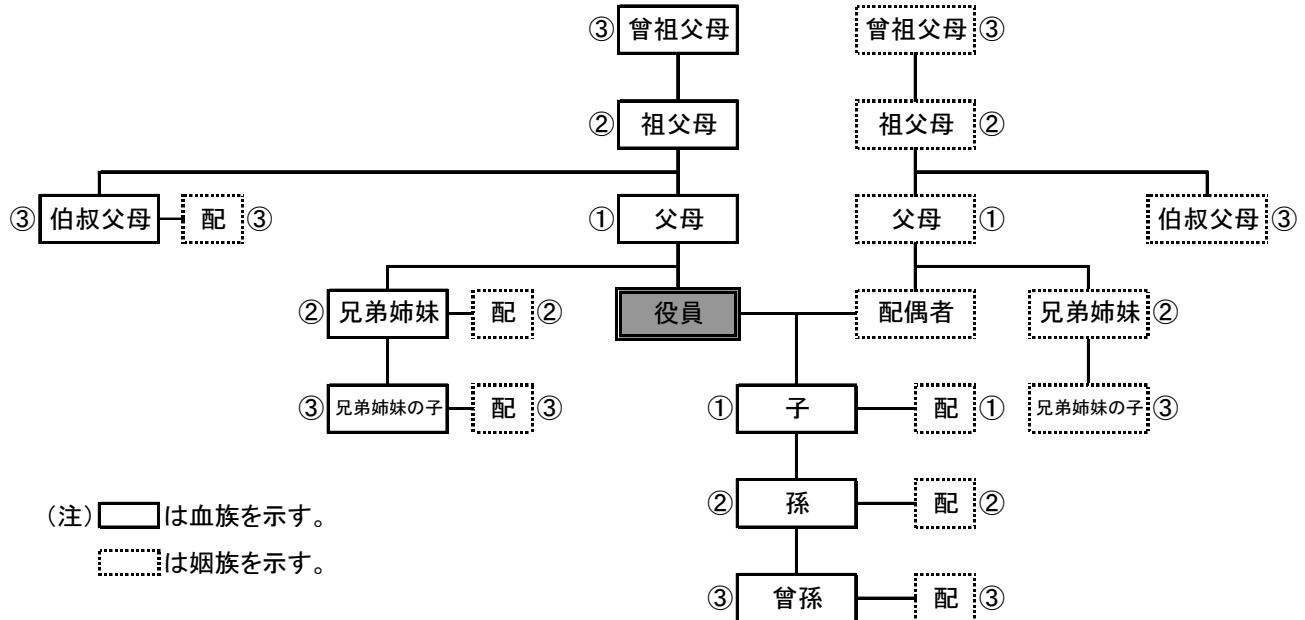
- ① 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規8条)。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規第4条第2号・第16号)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a 又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《3親等以内の親族図》



口の金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法第45条第1項第1号イ(2), 法規第6条, 第7条）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規第8条）。

上記「特殊の関係」については、**イの金額**（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規第6条）。

(注5) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法第45条第1項第1号イ、法規第7条）。

ハの金額（法第45条第1項第1号イ(3), 法規第4条）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2) 共益的な活動の占める割合が50%未満であること」に定める割合を乗じて計算した金額をいいます。）を差し引いた金額（ただし、受入寄附金総額 - **口の金額** を限度とします。）

- (注6) ハの金額をP S Tの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規第4条）。
- (イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- (ロ) 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、イの金額（注2）と同様です。）の数が20人以上であること。
- (注7) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、次の算式で求めます。

「社員から受け入れた会費の合計額」 × 「事業活動に占める共益的な活動等の割合（※）」

※事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した割合であり、(2)の要件で算出する割合をいいます。